

事 務 連 絡

令和 2 年 1 月 3 0 日

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中・義務教育学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長

「令和元年度末退職の臨時的任用職員に係る社会保険被保険者資格の
取扱いについて（通知）」の参考送付について

日頃、社会保険事務の適正な執行に御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行される
ことに伴い、臨時的任用職員については、任用初日から公立学校共済組合に加入となる
旨、福利課からの説明があったところですが、今年度末退職者の社会保険被保険者資格
の取り扱いについては、別途 教職員課から事務所あて通知がありました。

つきましては、参考に送付いたしますので、御確認ください。

担当：総務・給与担当 山岸

電話：0 4 8 - 7 3 7 - 2 7 2 7

参 考

教職第 9 0 3 - 1 号

令和元年 1 2 月 1 6 日

各教育事務所長 様

教育総務部教職員課長

令和元年度末退職の臨時的任用職員に係る 社会保険被保険者資格の取扱いについて（通知）

日頃、社会保険事務の適正な執行に御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

臨時的任用職員の社会保険被保険者資格については、平成 2 8 年 3 月 3 日付け教職第 1 3 2 4 - 1 号により、退職後 1 日空けて再度県教育委員会に任用された場合は、被保険者資格を継続するよう取り扱うこととしたところです。

この度、改正地方公務員法の施行に伴い、日本年金機構浦和年金事務所と調整を行い、今年度末退職者の社会保険被保険者資格の取扱いについて下記のとおり定めましたので、事務手続に遺漏のないようお願いします

また、各教育事務所におかれましては、管内の市町村教育委員会及び市町村立学校に周知いただくよう、お願いします。

記

1 対象者

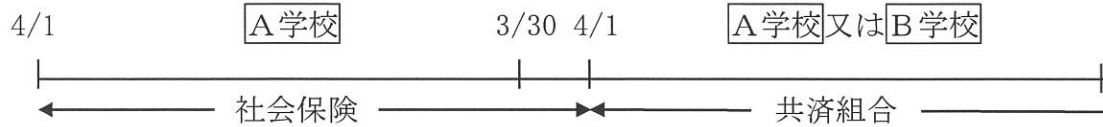
令和 2 年 3 月 3 0 日に退職し、1 日空けて令和 2 年 4 月 1 日から再度県教育委員会に任用され、公立学校共済組合埼玉支部の組合員となる職員

2 被保険者資格の取扱いについて

- (1) 各教育事務所から、退職日の翌々日である令和 2 年 4 月 1 日を社会保険の資格喪失日とみなして日本年金機構（埼玉広域事務センター）へ届出を行う（現在の取扱いと同様）。

- (2) 令和2年4月1日以降の公立学校共済組合の資格取得手続については、令和2年1月の福利厚生事務説明会にて、福利課資格管理担当からお知らせする予定です。

(例)



4月1日が社会保険の資格喪失日及び共済組合の資格取得日となる予定。

3 給与報告について

- (1) 令和2年4月分給与報告で3月分社会保険料控除の報告を行う。

※ 給与追給戻入報告書により報告してください。

- (2) 令和2年4月分給与から共済掛金の控除が開始されているか確認する。

【社会保険の被保険者資格に関すること】

担当 教職員課 総務・退職手当担当

電話 048-830-6670

【給与報告・保険料の控除に関すること】

担当 教職員課 給与管理担当

電話 048-830-6671